

平成20年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成20年2月25日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

1.平成20年2月25日(月)午後3時00分 開会

1.平成20年2月25日(月)午後4時59分 閉会

1.出席した議員は次のとおりである。

1番 大坂義徳	2番 藤井春雄	3番 佐藤峯夫	4番 伊藤福章
5番 佐藤芳雄	6番 橋村 誠	7番 藤原万正	8番 泉 繁夫
9番 藤田君雄	10番 門脇一男	11番 門脇健郎	12番 武藤 威
13番 北村 稔	14番 佐藤文子	15番 田口喜義	16番 熊谷良夫

計 16名

1.地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 石黒直次	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 坂本昇一	
消防長 佐藤富男	消防次長 伊藤正勝	大曲消防署長 高橋庄孝
角館消防署長 加藤範行	消防総務課長 伊藤和美	
後三年更生園長 進藤恭助	角間川更生園長 佐藤仁志	介護保険事務所長 佐々木勝
管理課長 小松英昭	管理課主幹 堂本義則	管理課主査 久米 正
管理課主査 藤原忠臣	介護保険事務所主幹 檜尾正義	

1.会議の書記は、次のとおりである。

管理課 堂本義則

1.本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1)議案第 1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2)議案第 2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(3)議案第 3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(4)議案第 4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(5)議案第 5号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

(6)議案第 6号 公益法人等への大曲仙北広域市町村圏組合職員の派遣等に関する条例の制定について

(7)議案第 7号 大曲仙北広域市町村圏組合社会福祉法人の助成に関する条例の制定について

(8)議案第 8号 後三年更生園の法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- (9) 議案第 9号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)
- (10) 議案第10号 平成19年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算(第2号)
- (11) 議案第11号 平成19年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第2号)
- (12) 議案第12号 平成19年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計補正予算(第1号)
- (13) 議案第13号 平成19年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (14) 議案第14号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について
- (15) 議案第15号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算
- (16) 議案第16号 平成20年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算
- (17) 議案第17号 平成20年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計予算
- (18) 議案第18号 平成20年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (19) 議案第19号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について

議 長 (大坂義徳君)

これより平成二十年第一回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者から「招集のあいさつ」があります。

管 理 者 (栗林次美君)

本日、平成20年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙のところご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いする案件は、あらかじめ送付させていただいている議案書及び説明資料のとおり、条例案8件、補正予算5件、単行案2件及び平成20年度当初予算4件の合計19件であります。各案件につきまして、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

この場をお借りして、諸般の報告及び本年度主要事業の進捗状況並びに平成20年度の主要事業の概要についてご報告をさせていただきます。はじめに、平成20年度当初予算の概要について申し上げます。

一般会計と3特別会計を合わせた平成20年度当初予算の総額は149億507万5,000円であり、経常的な経費を極力切りつめたものの、前年度当初比較で3億5,218万2,000円、率にして2.42%の増となっております。これは、一般会計では、4月1日付けで社会福祉法人運営となる現後三年更生園に対する助成経費として民生費に約8,100万円を計上したことや、仮称西分署の本体建築工事費等の計上により消防費が約8,800万円増額となったこと、介護保険特別会計では、各種介護サービス給付費の伸びが見込まれることにより保険給付費が約2億2,500万円伸びることや、生活機能評価事業が新たに加わることなどによる地域支援事業

費の増額が約1億6,300万円見込まれることなどによるものであります。これにより、財政調整基金を1億円取り崩しても、構成市町の負担金は、総額で42億3,012万9,000円となり、前年度当初と比較して3億636万9,000円、率にして7.81%増加するものであります。数字上は大きな伸びを示しておりますが、これは、仮称西分署建設事業の財源を組合による起債ではなく、元利償還金が後年度交付税算入される各構成市町の合併特例債に求めたことや、地域包括支援センターの人員費を国・県の補助対象となる介護保険の地域支援事業費に計上したことなどによるものであり、これらを差し引いた実質的な構成市町の負担増は6,400万円程度となるものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、議案審議において、鎌田副管理者が当初予算についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、消防関係について申し上げます。

仮称西分署庁舎の造成工事及び庁舎の設計委託につきましては、造成工事を昨年1月8日に、設計委託を本年1月28日に契約を締結し、いずれも3月末日までに完了する予定としております。事業内容であります。消防団の訓練用地を含めた敷地面積4,382㎡を造成し、庁舎の延べ面積を1・2階合わせて650.7㎡と予定しているほか、訓練施設を延べ面積120.9㎡とし、3層階に無線塔を建設する予定となっております。

平成20年度の主な事業として、西分署の庁舎建設工事及び訓練施設建設工事並びに外構工事と庁用備品の購入を予定しております。

次に、消防職員の採用についてであります。平成20年度は5名を採用することとしておりますが、このうち2名が女性職員であることから、消防本部庁舎を一部改修し、女性専用の更衣室を設ける予定としております。

また、消防職員が火災などの消火作業時に着用する防火衣につきましては、貸与から20年以上経過し老朽化が著しく、耐熱効果も損なわれているため、職員の安全確保を図るため、100着をリースで更新する予定としております。

次に、県の行政改革の一環として懸案となっております、秋田県消防協会大仙市仙北市美郷町支部事務を県の振興局から市町村等に移行させることにつきましては、支部を構成する2市1町で協議検討した結果、消防団の指導的立場にある広域消防本部内に支部事務局を新たに設置することとして、本年4月1日からの開設に向け、準備作業を進めているところであります。

また、平成20年10月15・16日の両日、総務省消防庁及び推進協議会が主催となり、秋田県、大仙市及び当組合が共催する緊急消防援助隊北海道・東北ブロックの合同訓練が、大仙市の雄物川大曲河川敷運動公園を会場に、訓練参加隊数168隊、参加人員645名で、夜間の野営訓練を含めて実施される予定であり、消防団や市民等の訓練参観者数は約2千人を予定しているところであります。

次に、すでにご案内を差し上げておりますが、本年は自治体消防が発足してから60周年を迎える年であり、総務省においても記念式典が挙行される予定であります。当広域組合においても3月5日に大曲中央公民館において記念式典を挙行し、当広域消防発足時から永年にわたりご協力をいただきました団体・個人の皆様に感謝状を贈り感謝の意を表したいと考えております。議員各位には、消防職員の士気高揚のためご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、斎場関係について申し上げます。

斎場施設につきましては、中央斎場の階段が危険とのご指摘を受けましたので、昨年12月に階段両側の壁に手摺りを設置いたしております。

中央斎場は、昭和53年に建築され、築後30年が経過し老朽化が進んでおり、同じく老朽化が著しい大仙市が管理運営している西仙北斎場との統合も視野に入れながら、将来の建て替えに向けて協議・検討していかなければならないと考えております。

なお、平成20年度末に職員1名が定年退職となり、その後任となる者の見習い期間が必要となりますので、当初予算に6カ月間の臨時職員賃金を計上させていただいております。

次に、休祭日救急医療センター関係について申し上げます。

地域の休祭日における救急医療体制整備のため、昭和54年に当時の大曲市保健センター建設と同時に開設した休祭日救急医療センターにつきましては、先般、医師を派遣していただいている大曲仙北医師会から、諸般の事情により業務を仙北組合総合病院に移して行いたいとの申出がなされ、現在、医師会、病院と協議を行っているところであり、本日の本会議終了後、議員全員協議会を開催していただき、これまでの経緯・経過についてご報告申し上げ、ご協議賜りたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、平成20年度当初予算に移管計画対応のための運営委員会委員報酬を計上させていただきます。

次に、更生園関係について申し上げます。

始めに、角間川更生園につきましては、新年度において男子棟・女子棟・食堂の網戸の更新と車椅子利用者が増加したことによる車椅子対応のトイレ改修工事を予定しております。

次に、後三年更生園についてであります。4月から後三年更生園を設置運営していくこととなる社会福祉法人「水交会」の職員採用1次試験が去る2月23日、大曲交流センターを会場に実施されております。構成市町の広報、ハローワーク及びホームページを通じ広く公募した結果、5名程度の募集人員に対し、応募者数39名、受験者数は36名と伺っており、3月6日に1次試験の合格発表、3月13日の2次試験を経て、3月19日には最終合格者が決定される予定であります。

なお、今次定例会において、昨年12月に開催の議員全員協議会でご説明申し上げ

ました、法人移行に伴う関係条例を上程させていただいているほか、平成20年度当初予算に新規法人への補助金や貸付金に関する経費を計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、介護保険関係について申し上げます。

平成20年1月分データによる状況であります。管内65歳以上の第1号被保険者は4万4,818人、要介護認定者7,303人、サービス利用者5,909人であり、前年同月比で被保険者は202人、0.5%、要介護認定者は157人、2.2%、サービス利用者は218人、3.8%のそれぞれ増となっており、第1号被保険者の認定率は16.3%、うちサービス利用者の割合は81.0%となっております。

平成19年度は、総務費と介護給付費については減額、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金等については増額が見込まれるため、今次定例会において予算の補正をお願いしております。

また、平成20年度に見直しされる構成市町の高齢者福祉計画と合わせて策定する第4期介護保険事業計画に反映させるため、さらには両計画の整合性を図る観点から、現在、合同で管内の一般高齢者・介護認定者からそれぞれ3,000人を無作為に抽出し、合計6,000人を対象としたアンケート調査を実施しております。

平成20年度では、各構成市町が設置している地域包括支援センターに関し、広域の委託を受け実施する介護予防支援業務や包括的支援事業などの安定的な運営に資するため、増員に係る人件費及び老人保健事業から移行される生活機能評価事業に係る経費など必要な財源の確保に配慮しております。

このほか、認定業務においては、新規申請等の調査が保険者の義務実施となることに対応するため、新たに認定調査員3名を嘱託職員として採用する予定であります。

制度の運用面では、政令の改正により、保険者の判断により引き続き実施することが可能となった介護保険料増加に対する激変緩和措置について、平成20年度も継続してまいりたいと考えており、所要の条例改正をお願いしております。

また、これまで利用者が施工業者に改修費用全額を支払った後で、その9割分を利用者に支給する「償還払い」方式となっていた住宅改修費につきましては、保険者が直接施工業者に支払うことができる「受領委任払い」方式の選択ができるよう所要の要綱を制定し、利用者の一時的な経済的負担の軽減に資するように努めてまいりたいと思っております。

以上で、招集の挨拶並びに諸般の状況についての報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大坂義徳君）

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において11番 門脇健郎君、12番 武藤威君、13番 北村 稔君 を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

それでは日程第3「議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第4「議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第5「議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第6「議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第7「議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第8「議案第6号 公益法人等への大曲仙北広域市町村圏組合職員の派遣等に関する条例の制定について」、日程第9「議案第7号 大曲仙北広域市町村圏組合社会福祉法人の助成に関する条例の制定について」、日程第10「議案第8号 後三年更生園の法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長 (小松英昭君)

それでは、議案第1号から第8号までを一括してご説明申し上げます。

始めに「議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、新しい勤務形態の職員が導入できることになったこと等により、条例に必要な事項を加える改正を実施しようとするものであります。

改正の内容であります。現在、職員は、3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで育児休業をすることができることとされておりますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が昨年8月1日から施行されたことに伴いまして、育児休業ができる期間が小学校就学前までに延長されることとなったことから、当該職員が職務を完全に離れることなく育児を行うことができるよう、1カ月以上1年未満の期間に限り、週20時間、24時間、又は25時間を勤務時間として、常勤職員のまま短時間の勤務を認める「育児短時間勤務制度」を導入する条文を加えるとともに、この育児短時間勤務により処理することができなくなる業務に従事させるため、非常勤の「任期付短時間勤務職員」を採用することができるよう所要の条文を加えるほか、これら職員の1週間の勤務時間、週休日、年次有給休暇

の付与日数等について規定するものでございます。

また、昨年の第2回定例会で条例を議決をいただき、本年4月から「再任用制度」を導入することとしておりますが、これに伴い地方公務員法で規定する再任用短時間勤務職員の勤務時間、週休日、年次有給休暇の付与日数等についても規定する必要があるため、併せて所要の改正を実施するものであります。なお、条例の施行日は、本年4月1日としております。

次に「議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、議案第1号でご説明申し上げました地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、本組合職員の育児休業等に関する条例について、所要の改正を実施するものでございます。

改正の主な内容であります。1点目として、再度の育児休業ができる特別の事情として、職員の負傷や疾病、或いは身体上又は精神上的の障害により育児休業の承認を取り消された後に回復した場合と、育児休業終了後、その職員の配偶者が3カ月以上当該子を養育した場合の2つの事情を追加するものであります。2点目として、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整につきましては、これまで育児休業をしていた期間の1/2の期間を引き続き勤務したものとみなすこととしておりましたが、これを全期間にまで拡大する改正を行うものでございます。3点目として、今回新設する育児短時間勤務制度及び短時間勤務制度における勤務の形態に関する規定、また、それぞれの制度に係る承認手続き等についての規定を追加するとともに、両制度が適用され、新たな勤務形態となる職員に係る給与条例の適用について規定するほか、所要の文言の整理などを行うものであります。なお、条例の施行日は、本年4月1日からであります。

「議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますけれども、本案は、当組合の専任の副管理者の給料月額を引き下げるため、所要の改正を実施するものであります。

当組合の専任の副管理者の給料月額は、大仙市の常勤監査委員の給料月額に合わせております。大仙市においては逼迫する財政事情を反映し、特別職の給料月額を減額する措置を講じており、当組合でも今年度から同様の措置を採っているところでありますけれども、大仙市においては平成20年度も減額措置を継続する予定とすることから、当組合におきましても専任の副管理者の給料月額を2万5,000円引き下げ、月額57万9,000円とする減額措置をさらに1年間継続しようとするものでございます。

次に「議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成19年度人事院勧告の趣旨に鑑み、給料表及び扶養手当の改定を行うための所要の改正を行うほか、再任用職員の給与に関する規定を加える改正を実施しようとするものであります。

改正の内容であります。人事院勧告に関する改正につきましては、給料表の改正におきまして、1級が1.1%、2級が0.6%、3級が0.1%弱、4級以上は改

定なしと、主に若年層に限定した俸給月額の上上げを行うほか、扶養手当の改正におきましては、子等に係る扶養手当の額を月額6,000円から500円引き上げ、月額6,500円とするものでございます。次に、再任用職員の給与に関する規定として、地方公務員法の規定に準じ、給料、通勤手当、期末・勤勉手当を支給し、扶養手当、住居手当、寒冷地手当は支給しないこととする規定を追加するほか、給料表に再任用職員に係る給料月額を追加するものでございます。なお、条例の施行は、公布の日からとしておりますけれども、人事院勧告に関する部分は本年1月1日から適用することとするほか、再任用職員に関する規定につきましては、再任用条例の施行日に合わせ、本年1月1日からとしております。なお、今回の人事院勧告におきましては、期末手当の支給月数を引き上げることも盛り込まれておりますけれども、県内各市町村の実施状況等を踏まえ、現行のまま据え置くこととしております。

次に「議案第5号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成17年の税制改正に伴い、介護保険料が急激に上昇しないよう実施している激変緩和措置を平成20年度も継続するため、この措置が規定された平成18年の一部改正条例に所要の改正を加えるものであります。

平成17年の税制改正に伴い、それまで市町村民税が非課税であった方が、課税扱いとなり、急激に介護保険料が上昇した方々がございますけれども、この急激な保険料の上昇を避けるため、平成18年度と19年度の2年間で段階的に正規の保険料に近づけるといふ激変緩和措置を講じております。しかしながら、それにもかかわらず保険料の上昇額が予想以上に大きかったため、国では、平成20年度も保険者の判断によりまして、同様の激変緩和措置を継続できるとした政令を昨年12月に公布しており、当組合におきましては、他の保険者の動向も勘案し、当該激変緩和措置を継続することとしたものでございます。

改正の内容であります。税制改正を受けた保険料段階が第4段階及び第5段階となる方の平成20年度保険料額を平成19年度と同額に据え置くものであり、平成18年の一部改正条例の附則にその旨の規定を加える内容となっております。なお、条例の施行日は、本年4月1日であります。

次に「議案第6号 公益法人等への大曲仙北広域市町村圏組合職員の派遣等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、組合職員を他の団体に派遣することに係る必要な事項について条例規定しようとするものであります。

議員の皆様にはすでにご説明申し上げますとおり、現在の後三年更生園の設置経営を引き継ぐこととなる社会福祉法人が、本年4月1日に設立されますが、現在後三年更生園に勤務している広域の正規職員については、一旦退職し法人職員となる職員や臨時・嘱託職員を除いて、新規法人への派遣の形態をとり、引き続き勤務していただく必要があります。そのため、法律の規定に基づき、当組合においても、条例を整備いたしまして、当該派遣に関する必要な事項を定めようとするものであります。

条例の主な内容であります。1点目として、職員の派遣先となる団体を、社会福祉法人及びその目的や業務の性質等を総合的に勘案し、人的援助を行うことが必要と認められる団体とし、当該団体に派遣することができる職員の種類を規定することとするものであります。2点目として、派遣職員の給与及び復帰時の処遇について規定するものでございまして、基本的には職員の給与は派遣先団体で支給することが法律に定められておりますが、特に公務性の高い業務に従事する職員については、派遣元である組合が支給することができるという規定を設けるほか、派遣職員が組合に復帰する場合、所要の調整を行うことができる旨を規定するものでございます。3点目として、現在のところ当組合に直接関係はありませんが、法律で求められている、特例として職員派遣が認められる特定法人、出資法人や株式会社などでありませけれども、これに係る退職派遣者の採用等に関する事項や特定法人との間で取り決めておかなければならない福利厚生に関する事項、勤務状況に関する報告等について規定する内容となっております。条例の施行日は、本年4月1日とするものであります。

「議案第7号 大曲仙北広域市町村圏組合社会福祉法人の助成に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、本年4月に設立される新規社会福祉法人の健全な運営ができるよう助成をしていく必要があることから、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき、必要な事項を条例規定しようとするものでございます。

議案第6号でもご説明申し上げましたが、後三年更生園事業の引き受け法人として、本年4月に設立される新規社会福祉法人に対しましては、その健全な運営が担保されるよう、設立当初の運用財産、支援費に含まれている人件費と派遣職員の人件費との間に開きがあるためその差額分、平成21年度に予定されている移転改築に関連する費用などについて助成をしていく必要があります。社会福祉法の規定では、助成を行うためには条例の規定が必要である旨が明記されており、今般、新たに設立される社会福祉法人に対する助成の申請手続方法や助成を実施するための審査手続等について、議案記載のとおり、新規に条例を制定し必要な事項を定めようとするものであります。なお、条例の施行日は、本年4月1日としております。

次に「議案第8号 後三年更生園の法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、後三年更生園の運営が本年4月1日から社会福祉法人に移行することにより、広域組合の公の施設として位置付けがなくなることから、設置条例から同施設を削除し廃止手続をとるほか、広域の条例の中で規定されている後三年更生園に関する記述部分を削除しようとするものでございます。

条例の内容であります。第1条におきましては、非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例中、嘱託医の報酬額を規定している別表の中から「後三年」の文言を削除する改正、第2条におきましては、組合特別会計条例中、後三年更生園特別会計

を削除する改正、第3条におきましては、知的障害者更生施設設置条例中、施設の名
称、位置及び入所定員から「後三年更生園」の文言を削除する改正を行うものであり、
以上の3本の条例の一部改正を一括して行う整備条例として制定いたしまして、本年
4月1日から施行しようとするものでございます。なお、附則におきまして、後三年
更生園特別会計が廃止された後の未収入及び未支出を整理するため、地方自治法に
規定する5月末日までの出納整理期間と同様の期間を設けております。

以上、議案第1号から議案第8号まで、一括してご説明申し上げましたが、よろし
くご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (大坂義徳君)

これより、質疑に入ります。議案第六号につきまして質疑の通告がありますので、
発言を許します。14番 佐藤文子 君。

議員 (佐藤文子君)

議案第6号、職員の派遣等に関する条例制定に関連してお尋ねしたいと思います。
2点お尋ねいたします。4月の法人化に向けまして、職員の処遇等は決定されてい
ると思われましても、昨年12月3日の全員協議会で提出されました資料、人件費
運営主体比較シミュレーションの職員数推移に示されている内容が、その後処遇の決
定によってどのような内容になっているものなのか聞きたいと思います。派遣職員数、
退職勧奨者数、勧奨に応じて法人に採用された職員数、退職者数、法人の新規採用者
数、臨時職員数の実態についてお知らせ頂きたいと思います。

6号に対する2点目としましては、協議会で示された資料の中には、退職勧奨は5
0歳と記載されていたわけですが、この年齢というのは若すぎるのではないかと
いうふうに思いますけれども、50歳とした根拠についてお尋ねいたします。また、
法人運営になった場合にも退職年齢とか退職勧奨年齢についてはどのように考えてい
るのかお尋ねいたします。以上2点についてお尋ねいたします。

議長 (大坂義徳君)

14番 佐藤文子君の質疑に対する答弁を求めます。副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

ただ今の佐藤議員の質問に対して私の方からお答えします。

はじめに、法人移行の際の職員の処遇に関するご質問についてでございますけれど
も、昨年12月の議員全員協議会でお示しいたしました各種のシミュレーションにつ
きましては、利用者と職員の間構築されている信頼関係をできるだけ損なわないよ
う、また職員の身分等の課題もあり、施設に従事する職員をすべて法人職員とする、
いわゆる完全移行までの期間をおよそ10年間として、それにかかる経費等を試算し
たものでございます。

ご質問の職員の処遇につきましては、設立初年度の職員の内訳をほぼ確定させた上
で、角間川更生園等を含めた職員構成や年齢などを考慮してシミュレーションしたも

のであり、翌年度以降これに従った構成、或いはこれよりも前倒しで法人職員を多くしていくよう努力していくこととしております。

設立初年度は、法人運営となることから、組織に事務局長を加えた31名体制で業務を行うこととしており、派遣職員15名、法人職員12名、パート等の職員4名を予定しているものであります。なお、退職勧奨に応じた職員は3名であり、このうち完全退職が1名、法人職員となる職員が2名となっております。また、新たに法人に採用する職員につきましては、現在も嘱託職員や臨時職員として従事していただいている職員も含めた公募による採用試験を行うこととしており、管理者が行政報告で申し上げたとおり、すでに1次試験が終わっており、正規職員、臨時職員合わせて10名を採用する予定となっております。なお、この法人採用職員の正規職員・臨時職員の内訳につきましては、試験結果を見て、今後決定するということとなります。

次に、退職勧奨についてのご質問であります。法人移行を検討する課程においては、当面は派遣法による職員派遣の手法をとらざるを得ないものの、新規法人には、できるだけ早期に人件費も含めた自立を促す必要があることから、総合事務組合における退職手当2%加算が受けられる50歳以上の希望する職員について、退職後の法人採用を保証し、年金年齢までの継続雇用を認めることとした上で、勧奨に応じていただけるようお願いすることとしたものであります。

しかしながら、退職勧奨応諾年齢が若年であればあるほど、一般財源いわゆる市町村負担金で賄わなければならない総合事務組合に対する特別負担金が多額となることもあり、今後は、先程申し上げたシミュレーションを基本として、財政的な負担をにらみながら、10年程度をかけ緩やかに完全な法人運営に移行していくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、法人における退職年齢につきましては、定款により60歳と定められておりますが、退職勧奨につきましてはその規定がありませんので、今後法人の経営陣で検討されるべきものと考えております。また、派遣職員につきましては、身分が広域側に留保されておりますので、広域側の規定が適用されることとなります。以上でございます。

議長 (大坂義徳君)

14番、再質問はありますか。

議員 (佐藤文子君)

1点だけお願いいたします。法人化移行になっても職員と入所者との信頼関係が損なわれないようにとのこととおっしゃっているわけですが、臨時職員が現況後三年には8名ほどいらっしゃるようですが、こういう方々がいずれすべて法人職員に正規採用されるということが望ましいわけですが、実際今回公募で36名程の応募があり、その中から5名ほどの採用をみているというわけですが、差し引けば現在の臨時のみなさんのなかで希望者、法人の職員になりたいという方々すべてが法人の職員

になれるのか、その点どうなっているのかお聞きしたいと思います。

議長 (大坂義徳君)

14番 佐藤文子君の質疑に対する答弁を求めます。副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

現在、1次試験を終わってその結果の集計を委託しているわけですが、すべての現在の臨時職員が正規職員になれるのだという問題につきましては、試験結果というものもでございますので、ここで単に保証するというわけにはいかないと考えております。願わくば、試験の結果がみなさん上位ランクに来て頂きたいなとは思っておりますが、全員の正規職員というわけには参らない、可能性があるということでございますが、現在、臨時職員をしている皆様方につきましては、引き続きの臨時職員というものには保証していくという考えで現在おるところでございます。

ただし、法人の職員の関係につきましては、必ずしも現在の後三年更生園の臨時職員が後三年でそのまま臨時になれるかという問題につきましては、若干の職員異動等もございますので流動性があると考えているところでございます。

議長 (大坂義徳君)

議案第7号につきましても質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番 佐藤文子 君。

議員 (佐藤文子君)

議案7号についてお尋ねいたします。1点だけお願いいたします。社会福祉法人の助成に関する条例制定に関してでありますけれども、今回の議案はあくまでも派遣職員との支援費に含まれる人件費の差額の補填と、移転改築関連費用の助成と限定されているわけですが、職員の処遇、待遇が低下することのないように長期的に最低保障をしていく必要があるのではないかというふうをお願いをしたいと思うわけです。

2006年10月から本格実施された自立支援法では、施設の運営にも大変大きな影響を及ぼした訳です。それは、報酬単価の引き下げや支払い方法が月単位から日割り計算になったことで、2億円くらいの規模の施設では1千万円以上の赤字、減収になるという報告がなされている訳です。そのために法人施設では職員の賃下げだとか被正規職員への置き替え、さらにはあまりの低賃金のために辞職者が相次ぐというようなことで、福祉専門職の獲得が困難という状況が全国的に起こっているわけであり、去年の12月に提出されましたシミュレーションでは全職員が法人職員になった場合には大幅な人件費削減につながるということや、公務員と法人職員の給料比較表なども示されておりますけれども、すでに全国の法人の入所施設ではデータで申し上げたような実態が起こっているわけであり、今後法人化になった場合、いずれ数年の間に法人職員の給料が引き下げられるということだとか、臨時・パートへの置きかえだとか、そういった労働条件が悪化していくのではないかとすることが大

変心配されるわけです。こうしたことが起こらないように社会福祉法人への助成というもののなかに、こういった観点も含めた長期的な財政保障の助成の考えはないものかどうかその辺どのようにお考えなのかお答え願いたいと思います。

議長 (大坂義徳君)

14番 佐藤文子君の質疑に対する答弁を求めます。副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

今回の法人移行につきましては、多様化する障害者福祉に対するニーズに即応しまして、行政のしがらみにとらわれない民間の思想・体質を備えた主体的な運営や法人としての独自性を発揮するべく、迅速な意思決定や柔軟な発想・創意工夫を引き出そうとするのが、その大きな目的であると認識しております。

法人が自立するまでの間は、障害者支援施設の設置者としての責任から、2カ月遅れで収入となる支援費相当分として、当初の運用財産3,800万円の無利子貸付けと法人の早期経営安定化に資するための寄附金1,000万円など所要の財政支援等のバックアップをすることとしておりますが、これら財政支援を定例的に或いは永続的に行うことにつきましては、むしろ法人移行の目的や独立採算の原則の観点からいろいろ難点があると思われまますので、今のところ考えておらないものでございます。

たしかに、いろいろ制度が変わってきまして支援費の問題ですとか、日割り計算とかで、収入の面ではいろいろ厳しいと認識しているわけですがございませけれども、国の方におきましても自立支援法が施行されてすぐそうゆうような問題が提起されて参りまして、関係協会の方でも改善方を要請している、まだ自立支援法が動いているような状況下でありますので、今後ともいろいろ検討を重ねて、そういった改善を要望していかなければならない点もあると認識はしておりますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに思っております。

議長 (大坂義徳君)

14番、再質問はありますか。

議員 (佐藤文子君)

人件費や長期的な財政保障は考えておらないということのようでありましたけれども、いずれ独立採算になった場合のこういった知的障害者施設での独立採算というものがそもそも成り立つのかということが大変心配されるわけです。実際問題入所者の作業収入が予算に盛り込まれておりますけれども、民間の施設などでは作業収入額を引き上げるために職員にものすごい労働負担が課せられている事態になっているということもあります。広域から切り離して独立採算・法人化などでその運営を内部の自助努力にだけまかせるということは、本当に難しい問題ではないかと思っておりますので、長期的な観点からいえば、運営費・助成というものをやはり検討していかなければならないのではないかということをお願いして申し上げます。

議長 (大坂義徳君)

他に質疑ありませんか。はい、15番。

議員 (田口喜義君)

議案第5号についてですけれども、激変緩和措置ということで20年度も引き継ぐということですが、これによって保険料はどのくらい減収になるのか、昨年1月に過誤があったと管理者から報告頂いたんですが、そのことはどうなったのか、また、この緩和措置は平成20年までの3年間の措置であったんですが、そうすれば平成21年度からの介護保険料の改定はなされるのかどうか伺いたしたいと思います。

議長 (大坂義徳君)

15番田口議員の質疑に対する答弁を求めます。佐々木事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

始めに激変緩和措置の件でありますけれども、該当者が約3,900名、額にして約2,320万円の減額が見込まれます。それから、美郷町地区の過徴収の件でございますけれども、それにつきましては、年金が支給されました翌月に返還手続きをし払戻しをしているところでございます。それから21年度からの介護保険料に関しましては、改めて3年間の給付額を計算した後で保険料が決められることとなります。

その額が、予想よりかなり高くなった場合には、改めて軽減額、割増料金、減額料金の軽減を対応できることになっておりますので、来年度保険料が決まってからその対応を考えていきたいと思っております。

議長 (大坂義徳君)

15番。

議員 (田口喜義君)

金額ではなくて、改定がなされるかということだけお願いします。

介護所長 (佐々木勝君)

保険料につきましては、給付額の19%の算定で決められております。今のところ毎年5%、6%の給付費の増額が見込まれておりますので、仮に6%ずつ伸びた場合でも中間の時には12%の額がそのまま上昇するということが予想されます。いわゆる月額基準額4,500円か600円になるのではと思っております。

議長 (大坂義徳君)

他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより「議案第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより「議案第8号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第9号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」、日程第12「議案第10号 平成19年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算(第2号)」、日程第13「議案第11号 平成19年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第2号)」、日程第14「議案第12号 平成19年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計補正予算(第1号)」、日程第15

「議案第13号 平成19年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)」、
日程第16「議案第14号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担
金の一部変更について」の6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長 (小松英昭君)

それでは、議案第9号から第13号までの平成19年度2月補正予算と、議案第1
4号平成19年度組合経費に係る負担金の一部変更につきまして、一括してご説明申
し上げます。

議案説明資料5ページの総括表をご覧頂きたいと思います。

平成19年度最終となる今回の補正予算につきましては、一般会計が1億3,94
6万4千円、後三年更生園特別会計が2,924万2千円、角間川更生園特別会計が
2,100万7千円、救急医療センター特別会計が241万4千円、介護保険特別会
計が1億6,117万9千円のそれぞれ増額補正となっており、合計では3億5,3
30万6千円の増額となり、補正後の予算総額を149億2,982万1千円とする
ものでございます。

はじめに「議案第9号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算
(第2号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書をご覧の議員の皆様は1ページ、議案説明資料をご覧の皆様は6ページ
からとなります。今回の補正は、消防費につきましては減額、諸支出金につきましては
増額補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,946万4千円を追加し、補正後
の総額をそれぞれ26億8,330万4千円とするものでございます。

予算の内容につきましては歳入からご説明いたします。補正予算書は7ページから
ご覧願います。1款分担金及び負担金の1,994万円の増は、消防費負担金の増額
をお願いするものでございます。内訳は、西分署建築事業の財源を広域の起債から構
成市町起債の合併特例債に変更したことによるものが1,442万2千円、共済組合
費負担率の増等によるものが551万8千円となっております。3款財産収入の10
万円の増であります。財政調整基金利子の増額分であります。4款繰入金は、1億
1,818万9千円の増額であり、財政調整基金に積み立てるための各特別会計から
の繰入金であります。内訳は、1目後三年更生園特別会計繰入金3,617万5千円、
2目角間川更生園特別会計繰入金1,776万円、3目休祭日救急医療センター特
別会計繰入金241万4千円、4目介護保険特別会計繰入金6,184万円のそ
れぞれ増額となっております。5款繰越金は、3,040万7千円の増額であり、前
年度繰越金を全額計上するものであります。6款諸収入の112万8千円の増は、組
合預金利子の増額分であります。7款組合債は、3,030万円の減額であり、その
内訳は、西分署建築事業分として計上していた2,570万円が皆減、西木分署配備

の救急車と東分署配備のポンプ車の更新事業や田沢湖分署配備の災害対策車の新規購入事業の確定等により460万円が減額となったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書の方は9ページからとなります。

5款消防費1項1目常備消防費は、290万5千円の増額であります。内訳は、共済組合費負担率の変更等によって生じた人件費の不足分を予算措置するものでございます。2目施設整備費は、1,326万5千円の減額であり、西分署関連事業費と車輛3台購入事業費等の確定により生じた契約差額分を減額するものでございます。7款諸支出金1項1目財政調整基金費は、1億4,982万4千円の増額であり、一般会計を含めた各会計繰越金の未補正分や財政調整基金利子増額分、組合預金利子増額分を積み上げるものでございます。議案説明資料の8ページをご覧ください。

ここに示されている表でありますけれども、消防費負担金増額分のうち、仮称西分署事業分に係る説明資料であります。合併特例債を活用することにより、後年度を含めた構成市町の負担は大幅に軽減されるということになります。

次に「議案第10号 平成19年度大曲仙北広域後三年更生園特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書の14ページをお開き願います。議案説明資料は9ページからとなります。今回の補正は、平成20年3月末日の会計廃止に向け、繰越金が生じないような歳入歳出の補正を実施するものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,924万2千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2億5,832万円とするものであります。

歳入からご説明させていただきます。補正予算書の19ページをお開き願います。

1款自立支援費は、719万1千円を実績に合わせて増額するものでございます。

内訳は、施設入所分が796万5千円の増額、短期入所分が77万4千円の減額であります。2款分担金及び負担金は、77万3千円の減額であります。内訳は、施設入所分が56万3千円、短期入所分が24万4千円のそれぞれ減額、日中一時支援事業分は3万4千円の増額となっております。5款繰越金は、2,268万9千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものでございます。6款諸収入は、13万5千円の増額であり、日中一時支援事業に係る市町村からの受託金額に増額が見込まれるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書の21ページからとなります。

1款事務費は、559万1千円の減額であり、その主な内訳は、人事異動に伴う人件費の不用額と、実績見込みによる旅費、需用費、役務費等の減額であります。2款事業費は、84万2千円の減額であり、この内訳につきましても、需用費の減額が主なものとなっております。4款諸支出金1項1目一般会計繰出金は、3,617万5千円の増額であり、繰越金を含んだ歳入増額分及び歳出の減額分を、一般会計に繰り出した上で財政調整基金に積み立てるものでございます。5款予備費につきましても、

全額を減額するものであります。

次に「議案第11号 平成19年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は26ページ、議案説明資料は11ページとなります。

今回の補正は、事務費と諸支出金の増額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万7千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2億6,908万3千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は31ページであります。6款繰越金は、2,100万7千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

次に、歳出でありますけれども補正予算書の32ページをご覧願います。

1款事務費は、324万7千円の増額であります。内訳は、異動等に伴う人件費不足分であり、繰越金を財源とした予算措置をお願いするものであります。7款諸支出金1項1目一般会計繰出金は、1,776万円の増額であり、繰越金補正額から人件費充当額差引分を一般会計に繰り出し、財政調整基金に積み立てるものであります。

次に「議案第12号 平成19年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は35ページ、議案説明資料は12ページとなります。

今回の補正は、諸支出金の増額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万4千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ1,862万4千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。補正予算書の40ページです。4款繰越金は、241万4千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。補正予算書の41ページとなります。

3款諸支出金1項1目一般会計繰出金は、241万4千円の増額であります。繰越金補正額分を一般会計に繰り出しまして、財政調整基金に積み立てるものであります。

次に「議案第13号 平成19年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は42ページ、議案説明資料は13ページからとなります。

今回の補正は、総務費と保険給付費は減額、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金につきましては増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,117万9千円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ117億49万円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書の方は47ページからとなります。1款介護保険料は、1,484万8千円の増額であり、第1号被保険者に係る収納実績の増によるものであります。

2款分担金及び負担金1項1目市町村負担金は、3,345万5千円の減額であり

ます。

内訳は、1節介護給付費負担金の減額は給付実績の減、2節地域支援事業費負担金の増額は事業実績の増、4節事務費負担金の減額は事務経費の減によるものであります。4款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金7,327万6千円の減と、2項国庫補助金1目調整交付金1,602万9千円の減は、いずれも給付実績の減によるものであります。同じく国庫補助金2目地域支援事業交付金51万3千円の増は、事業実績によるものであり、その内訳は、介護予防事業分が316万8千円の増、包括的支援事業・任意事業分は265万5千円の減となっております。今回新たに2項国庫補助金に新設する3目介護保険事業費補助金には、介護保険法改正に伴うシステム改修費補助金として215万3千円を計上するものであり、補助率は事業費の50%となっております。5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は177万4千円の減額、2項県補助金1目地域支援事業交付金は25万6千円の増額であり、その内訳は、介護予防事業分が158万3千円の増、包括的支援事業・任意事業分は132万7千円の減であります。6款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は7,158万6千円の減額、2目地域支援事業支援交付金は、予防事業実績の増に伴い392万8千円を増額するものでございます。なお、この5款及び6款の補正は、すべて保険給付費と地域支援事業費の実績に伴う増減であります。9款繰越金は、前年度繰越金を全額計上するものであり、3億3,560万1千円の増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書の方は50ページからとなります。1款総務費1項1目一般管理費は、430万6千円の増額であり、介護保険法改正に伴うシステム改修経費を予算措置するものであります。3項1目介護認定審査会費50万円の減は、介護認定申請件数の減により生じた認定審査会委員報酬不用分を減額するものであります。2目認定調査等費650万円減は、介護認定申請件数の減や介護認定調査の自前実施により、当該経費に不用が生じたことによるものであります。なお、これら1款総務費の減額により、歳入2款分担金及び負担金1項1目市町村負担金の4節事務費負担金が減額となるものであります。2款保険給付費1項1目介護サービス給付費は、2億1,226万9千円の減額であります。この理由は、居宅介護サービス事業所の新規開設数や地域密着型有料老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護施設の稼働率が、いずれも見込みを下回ったことによるものであります。2目介護予防サービス給付費4,836万3千円の減につきましても、利用実績が見込みを下回ったことが原因であります。4項1目特定入所者介護サービス費2,971万2千円の増は、給付の伸びが見込まれるために増額となっております。なお、2款保険給付費全体では2億3,092万円の減額となっており、これにより、歳入2款分担金及び負担金1項1目市町村負担金の1節介護給付費負担金、4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、5款県支出金1項1目介護給付費負担金、6款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金が、法定割合によってそれぞれ減額となるものであり

ます。3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費は、1,267万1千円の増額であります。これは構成市町と組合における事業実績は見込みを下回ったものの、地域包括支援センターの人件費計上額を増額したことによるものであります。2目包括的支援事業・任意事業費は、655万5千円の減額であり、事業実績の減等によるものであります。なお、3款地域支援事業費は全体では611万6千円の増額となっており、これによって歳入2款分担金及び負担金1項1目市町村負担金の2節地域支援事業負担金、4款国庫支出金2項2目地域支援事業交付金、5款県支出金2項1目地域支援事業交付金、6款支払基金交付金1項2目地域支援事業支援交付金が、法定割合によってそれぞれ増額されるものであります。6款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、2億2,638万9千円の増額であります。給付費の減に伴う保険料差額分等を、今後の給付費に充てる財源として積み立てるものであります。8款諸支出金1項2目償還金は、1億44万8千円の増額であります。内訳は、平成18年度実施したシステム改修事業等に係る国庫補助金の精算に伴う返還金や、平成18年度給付費及び地域支援事業費負担金等の精算に伴う国・県への返還金であり、いずれも前年度繰越金を財源とするものであります。2項1目一般会計繰出金は、6,184万円の増額であります。繰越金を全額計上し、一般会計に繰り出した後、財政調整基金に積み立てるものであります。

次に「議案第14号 平成19年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」ご説明申し上げます。

議案説明資料の16ページをご覧くださいと思います。

本案は、大曲仙北広域市町村圏組合組合規約第11条第2項の規定により、平成19年第1回定例会で議決をいただきました議案第23号の一部変更について、議案記載のとおり議会の議決を求めるものであります。

ただいまご説明いたしました、議案第9号大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)を受け、消防費負担金については1,994万円を増額し、また、議案第13号大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)を受けまして、介護保険費負担金については3,345万5千円を減額して、平成19年度の負担金総額を、大仙市24億1,330万5千円、仙北市8億7,141万3千円、美郷町6億2,552万7千円、合計39億1,024万5千円とさせていただくものであります。

以上、議案第9号から議案第13号までの平成19年度2月補正予算と、議案第14号平成19年度組合経費に係る負担金の一部変更についてご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (大坂義徳君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第9号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第12号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第13号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第14号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第15号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」、日程第18「議案第16号 平成20年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算」、日程第19「議案第17号 平成20年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計予算」、日程第20「議案第18号 平成20年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」、日程第21「議案第19号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について」の5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

議案第15号から第18号までの平成20年度当初予算と、議案第19号の平成20年度組合経費に係る負担金について、一括してご説明申し上げます。

予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、当組合における一般会計と3特別会計、合わせて4会計の平成20年度当初予算について、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、はじめに議案説明資料の17ページをお開きたいと思っております。

はじめに総括表をご覧願います。全会計の総額であります、149億507万5千円となっております。前年度当初比較で3億5,218万2千円、率にして2.42%の増となるものであります。このうち、一般会計と介護保険特別会計が大幅な増となっておりますが、一般会計では、仮称西分署の建築工事費計上による消防費の伸びや、社会福祉法人運営となる後三年更生園に対する助成経費として民生費の計上、介護保険特別会計では、保険給付費や地域支援事業費の伸びによるものであります。後三年更生園特別会計は、先の条例案説明でも申し上げましたが、平成19年度末で廃止となるものであります。

それでは、各会計毎の主な項目について、順次ご説明をさせていただきますが、議案説明資料と予算書を参照しながらお聞きいただきたいと存じます。

はじめに「議案第15号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億1,059万3千円で、前年度当初比較で1億6,730万7千円、率にして6.58%の増となっております。

歳入からご説明いたしますので、予算書の方は6ページからご覧願います。

1款 分担金及び負担金は、25億2,809万6千円であります。事務費、斎場費、病院群輪番制事業費、へい獣保冷センター費、消防費、社会福祉法人助成費に係る負担金を構成市町に求めるものであり、歳入総額の93.3%を占めております。うち、消防費負担金が2億842万8千円の増と突出しておりますが、これは、仮称西分署建築の財源を構成市町起債の合併特例債に求め、広域としての予算は全額構成市町負担金となったことによるものであります。先の19年度補正予算説明でも申し上げましたとおり、これにより構成市町の実質負担額は大幅に軽減される見込みであります。また、消防費負担金23億3,501万1千円には、1,763万5千円の特別負担金が含まれており、主な内訳としましては、1つ目としまして、仮称西分署建築事業の外構舗装工事に係る一般財源のうち、消防団訓練用地分として、1,060万円の大仙市負担、2つ目には18年度に実施した、大曲消防署に配備しているはしご付消防自動車改修事業に係る償還費として、263万5千円の大仙市負担、3つ目には19年度に実施の、田沢湖分署に配備しているはしご付消防自動車改修事業に係る償還費として、222万9千円の仙北市負担、などとなっております。また、社会福祉法人助成費負担金4,277万3千円は、後三年更生園の設置経営を引き継ぐ

「水交会」への助成経費負担金を新規計上するものであります。2款 使用料及び手数料は、2,275万5千円であります。このうち、3つの斎場の使用料が2,015万円のほか、へい獣保冷センターの使用料と手数料、危険物貯蔵設備の検査手数料などであります。4款 繰入金は、1億3千円となっております。説明資料の25ページをご参照願いたいと存じますが、基金繰入金は、一般会計及び各特別会計の財源充当分として財政調整基金を取り崩すものであります。平成20年度は、一般会計では前年度比較1,100万円、後三年更生園特別会計は500万円、角間川更生園特別会計で500万円、救急医療特別会計は100万円のいずれも減、介護保険特別会計は同額、総額で2,200万円減の1億円となっております。今後の基金残高見込等を考慮した結果の減額でありまして、ご理解いただきたいと存じます。

議案説明資料は17ページにお戻り願います。各特別会計繰入金は、19年度決算に伴って生じる繰越金を、財政調整基金に積立てるために繰り入れるものであり、当初予算におきましては存置計上としております。議案説明資料の18ページをお開きください。5款繰越金は、前年度繰越金として存置の計上となっております。6款諸収入は、5,973万7千円であります。例年計上している県消防学校等への派遣職員人件費交付金や秋田自動車道救急業務支弁金などのほか、社会福祉法人水交会に貸し付ける運用財産3,800万円の返還金を新たに予算計上しております。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書では10ページからになります。1款 議会費は、56万6千円で、内訳は、議員報酬と費用弁償であります。2款 総務費は、8,299万2千円であります。一般管理費では、人件費が6,568万1千円と79.2%を占めており、他に事務経費と、交流センター内の事務所経費として大仙市への負担金94万円や職員互助会交付金200万円を計上しております。監査委員費は、報酬や費用弁償等、11万3千円の計上でございます。3款 民生費は、8,077万3千円で新設であります。昨年12月3日開催した議員全員協議会でご説明申し上げましたとおり、新規設立社会福祉法人「水交会」に対し、法人設立当初の運用財産として、貸付金、寄附金合わせて4,800万円、また、派遣職員の人件費差額分や移転改築に係る実施設計費などの関連費用補助金として、3,277万3千円を助成するものであります。なお、貸付金3,800万円につきましては広域組合の資金運用による対応が可能でありますので、構成市町に負担は生じない予算編成としております。4款 衛生費は、8,891万9千円であります。斎場費は、6,407万9千円で、職員4人の人件費や2人の職員派遣委託料のほか、職員の定年退職に備えた見習い臨時職員の6ヶ月分賃金、毎年度実施している火葬炉の補修工事費、火葬用燃料費が主な経費であります。燃料単価の著しい高騰により、燃料費は前年度当初比較で230万円の増となっております。病院群輪番制事業費は、2,484万円で、仙北組合総合病院、大曲中通病院、角館総合病院に対する事業費補助金であります。5款 農林水産業費は、462万6千円で、へい獣保冷センターに係る経費であ

ります。各種修繕の前倒し実施等により、歳出予算総額は14.1%の減となっております。6款消防費は、22億9,392万7千円で、前年度当初比較で8,837万4千円の増となっております。常備消防費は、20億9,862万7千円で、前年度当初比較で1,718万4千円の増となっており、人件費の占める割合が94.0%となっております。主な新規事業等を申し上げますと、支給後10年以上経過した防火衣更新100着のリース料として180万8千円、広域組合も共催で10月開催される緊急消防援助隊合同訓練に係る時間外勤務手当が、延べ1,500時間分として330万5千円などとなっております。また、斎場同様、燃料単価の高騰により、燃料費は前年度当初比較で約214万円の増額となっておりますし、救急救命士2人の養成経費として472万円を計上しております。次に、施設整備費は、1億9,530万円で、前年度当初比較で7,119万円の増となっております。これは、広域消防体制の再編成計画に基づく仮称西分署建築工事費の計上によるものであります。用地関連事業を実施した19年度に引き続き、20年度におきましては本体建築工事等を実施するものでありまして、内訳は、本体工事費1億3,513万5千円、鉄骨造り2階建650㎡。外構舗装等工事費1,325万円2,500㎡分でございます。うち消防団分が2,000㎡かかっております。消雪工事費として441万円。電話工事費100万円。多目的訓練施設建築費、3,370万5千円、RC造3階建て。指令端末機移設費150万円。庁用備品一式購入費300万円。基地局無線機購入費300万円となっております。また、女子職員の採用に配慮いたしまして、更衣室改修費として30万円を計上しております。議案説明資料の19ページをご覧ください。7款公債費は、8,578万5千円であります。平成16年度実施の南分署建築事業や19年度実施の田沢湖分署配備はしご車改修事業の元金償還が始まることにより、前年度に比較して992万9千円の増額となっております。8款諸支出金、7,100万5千円は、基金取崩分の各特別会計への繰出分等であります。9款予備費は、前年度同額の200万円の計上であります。

次に「議案第16号 平成20年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算」についてご説明いたします。予算書の25ページをお開き願います。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,183万4千円で、前年度当初比較で637万9千円の増となっております。

歳入からご説明いたします。予算書の方は30ページからご覧願います。

1款自立支援費は、1億6,655万6千円で、施設入所分、短期入所事業分及びグループホームに係る共同生活援助事業分を計上しております。2款分担金及び負担金は、5,253万4千円であります。構成市町負担金1,417万9千円は、前年度当初比較で716万9千円の増としておりますが、これは、前年度において負担金の総額調整のため充当した財政調整基金取崩額を減額したこと等によるものであります。利用負担金3,835万5千円は、施設入所分のほか、各種事業に係る利用者の

負担分であります。3款県支出金は、障害児等療育支援事業県委託金として467万3千円の計上であります。前年度当初比較では167万3千円の増であります。実績との比較では県側の方針によって10%の減としております。5款繰入金は、1,000万円で、前年度当初比較500万円の減であります。議案説明資料の20ページをご覧ください。7款諸収入は、1,806万9千円であります。民生費受託金の相談支援事業分と障害児集団訓練事業分は、歳出4款地域療育等支援事業の一環として大仙市から受託するものであります。放課後生活支援事業分と日中一時支援事業分は、利用者居住市町村からの受託分であります。入所利用者作業収入額723万9千円の内訳は、スノーボールの売上げ等となっております。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書の方は33ページからご覧ください。

1款事務費は、1億8,256万8千円であり、前年度当初比較で650万1千円の増であります。職員19人の人件費が88.1%を占めておりまして、異動等による人件費増額分が842万9千円となっております。その他の事務経費の内訳は、臨時・嘱託賃金や消耗品費、借上料、研修旅費等でございます。2款事業費は、5,346万7千円であります。各種経費の節減等により、前年度当初比較で145万8千円の減としております。内訳は、調理業務委託料が3,077万円のほか、光熱水費や利用者の作業に係る経費等であります。3款共同生活援助事業費296万4千円は、角間川更生園がバックアップ施設となって運営しております「グループホームかわみなと寮」、5人入所でございますけれども、これに係る経費で、内訳は、世話人の賃金等でございます。4款地域療育等支援事業費は、843万5千円でございます。圏域内で暮らす障害児・者の外来療育や相談支援を主とする事業で、県や大仙市との委託契約に基づいて実施する事業であります。臨時・パート賃金や、事業の拠点としている「地域サポートセンター」の維持管理費が主たる経費であります。5款放課後生活支援事業費は、345万6千円であります。大曲養護学校児童・生徒の放課後や夏・冬休み期間中の支援をする事業で、市町村から受託するものであります。経費の内訳は、パート賃金等であります。6款公債費は、44万3千円であります。平成10年度に実施した大規模修繕事業債の元利償還金であり、平成20年度が償還の最終年度であります。

次に「議案第17号 平成20年度大曲仙北広域休祭日救急医療センター特別会計予算」についてご説明申し上げます。

議案説明資料は21ページ、予算書の方は46ページになります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,572万3千円であります。

歳入を説明いたしますので、予算書の方は51ページでございます。1款分担金及び負担金は、構成市町負担金で965万7千円、2款診療収入は503万9千円等となっております。

歳出につきましては、予算書の方は53ページからとなります。1款衛生費は、前

年度当初比較で48万6千円減の1,258万4千円であります。医師・薬剤師派遣委託料や看護師・事務員賃金が主なものであります。診療日数が前年度より1日減となることや、その他経費の見直しによりまして、減額となったものであります。2款から4款につきましては、前年度とほぼ同額の計上であります。なお、本予算につきましては、通常の年間予算として編成したものであります。管理者の行政報告にもありますとおり、センターの機能移転について、この後の議員全員協議会においてご説明申し上げますので、ご協議を賜りたいと存じます。

次に「議案第18号 平成20年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

議案説明資料は22ページ、予算書の方は56ページになります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ119億2,692万5千円で、前年度に比較し、4億783万2千円、率にして3.54%の増となっております。

歳入からご説明いたします、予算書の方は61ページからになります。

1款介護保険料は、19億9,967万2千円で、前年度比1,256万3千円、率にして0.6%の増であります。2款分担金及び負担金は、16億7,819万7千円で、前年度当初比較7,086万1千円、4.4%の増となっております。財政調整基金からの充当を前年度同額の6,000万円としてもなお、構成市町の増額負担が必要となるものであります。3款使用料及び手数料30万1千円は、介護保険料の督促手数料等であります。4款国庫支出金、5款県支出金、6款支払基金交付金につきましては、歳出2款保険給付費、3款地域支援事業費、4款民生費に対して、法定割合によって算出される補助金、負担金、交付金であります。8款繰入金は、1億30万8千円であります。介護給付費等準備基金繰入金4,030万8千円は保険料の補填分として、一般会計繰入金6,000万円は構成市町負担金の補填分として財政調整基金からそれぞれ繰り入れるものでございます。9款繰越金は、保険料の歳出還付金充当分などとして、100万円の計上であります。

続いて、歳出をご説明いたしますが、議員説明資料の23ページをご覧ください。

予算書の方は66ページからになります。1款総務費は、2億5,752万9千円で、前年度比較2,145万3千円の増であります。一般管理費は、職員16人の人件費自然増や、平成21年度から23年度までの第4期介護保険計画策定経費の計上、介護保険システム用プリンター18台更新経費の計上等により約540万円の増となっております。介護認定審査会費と認定調査等費では、認定申請件数の増に伴う認定審査委員報酬や主治医意見書作成手数料の増額、導入後8年を経過する文書ファイリングシステム更新経費の計上、新規認定調査の保険者実施に伴う嘱託調査員3人増員経費の計上等によりまして、約1,600万円の増額を要するものであります。2款保険給付費は、112億4,340万7千円で、前年度当初比較で2億2,486万1千円、率にして2.0%の増であります。介護サービス給付費5,770万円増は、

19年6月大仙市に開設した特別養護老人ホームのフル稼働や、地域密着型介護サービス事業所数の増加等によるものであります。介護予防サービス給付費につきましては、利用対象者である要支援者の増が見込まれ、これに伴って給付費も伸びると予想されるものであります。高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の増額につきましては、施設利用の伸びが要因となっております。次に議案説明資料の24ページをお開きください。3款地域支援事業費は、3億3,732万6千円で、前年度比較1億6,295万円、率にして93.4%の大幅な増となっております。予防事業費の増につきましては、地域包括支援センター人件費の増加や、19年度まで市町村が老人保健事業の一環として実施していた生活機能評価の介護保険事業への移行が要因でございます。包括的支援事業・任意事業費の増につきましても、人件費の増額によるものでございます。このように、地域支援事業費は増額となり、構成市町の広域への負担も形式上は増加しますが、各構成市町においては、実質的には、介護保険の地域支援事業への予算計上により、国・県・社会保険診療報酬支払基金の補助対象となることから、人件費分で約4,700万円、生活機能評価分で約2,300万円の負担軽減が図られる計算となっております。4款民生費は、低所得者に対する交付事業費として177万9千円の計上であります。5款財政安定化基金拠出金、1,117万4千円は、介護保険財政の安定化のために県が設置している「財政安定化基金」への拠出金でございます。7款公債費は、5,470万1千円であります。財政安定化基金償還金は、3年償還となっております。17年度に借り入れた1億6,000万円の1/3相当額の計上であります。9款予備費は、2,000万円の計上であります。

以上、議案第15号から第18号までの、平成20年度当初予算についてご説明申し上げましたが、引き続き「議案第19号 平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金」についてご説明申し上げます。

議案説明資料の26ページをお開きください。

本案は、大曲仙北広域市町村圏組合組合規約第11条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。議案第15号から議案第18号までの平成20年度当初予算に伴う負担金であり、その詳細につきましては予算説明で申し上げておりますので、ここでは総額ベースのご説明をいたしたく、議案説明資料の32ページの比較増減表をご覧ください。負担金総額では、前年度当初比較で3億636万9千円、率にして7.81%増の42億3,012万9千円となるものであります。これを、各負担割合により算定した結果、大仙市は前年度当初比1億9,333万3千円増の26億1,336万9千円、仙北市は前年度当初比6,371万3千円増の9億3,891万3千円、美郷町は4,932万3千円増の6億7,784万7千円の各負担金となっております。構成比で申し上げますと大仙市は61.8%、仙北市は22.2%、美郷町は16%となるもので

ございます。前年度当初比較で3億円以上の大幅な増額となっておりますが、仮称西分署建築事業分に係る合併特例債額や、介護保険生活機能評価事業の地域支援事業への移行や包括支援センターの人件費計上額を増やしたことによる軽減額を差し引くと、実質約6,400万円の増に抑えられている計算になります。構成2市1町の厳しい財政事情を勘案いたしまして、燃料単価高騰等の特別要素を除いた経常経費につきましては13.56%の減額、また管理職手当の20%削減などを図っており、構成市町負担金の増加を極力抑えた予算としたものでありますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第15号から議案第18号までの平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計並びに各特別会計予算と、議案第19号の平成20年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金について一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長 (大坂義徳君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第15号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第16号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第17号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成20年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。